

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金 曜 日 発 行
(当日は、
日 休 日、
が 休 日、
の 翌 日)

目 次

◇ 条 例 鳥取県職員退職手当基金条例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部
を改正する条例

恩給の年額の昭和五十一年改定に関する条例の一部を改
正する条例

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関す
る条例の一部を改正する条例

条 例

鳥取県職員退職手当基金条例をここに公布する。

昭和五十二年三月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第一号

鳥取県職員退職手当基金条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の規定に基づき、鳥取県職員退職手当基金の設置及び管理に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 職員の退職手当に関する条例(昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十一号)及び現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十一年十月鳥取県条例第三十七号)の規定に基づく退職手当の支給に要する経費に充てるため、鳥取県職員退職手当基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第三条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

(運用益金の整理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理するものとする。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用

することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十二年三月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中「千四百円」を「千七百円」に、「千百二十円」を「千三百六十円」に、「九百円」を「千九百円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例第三十一条第二項の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

3 職員が、改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例第三十一条の規定に基づいて、昭和五十一年四月一日以後の分として支給を受けた特殊勤務手当は、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例第三十一条の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十二年三月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「遺族年金」の下に、「通算遺族年金」を加え、同条第二項中「及遺族年金」を、「遺族年金及通算遺族年金」に改める。

第十八条ノ三第二項第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に改める。

第二十五条を第二十四条ノ六とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十五条 第十八条ノ三第一項ノ規定ニ依リ通算退職年金ヲ受クル権利ヲ有スル者死亡シタルトキハ其ノ者ノ遺族ニ通算遺族年金ヲ給ス但シ其

ノ遺族ガ遺族年金ヲ給セラルベキ者デアリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
前項ノ遺族トハ県吏員等ノ親族デ厚生年金保険法(昭和二十九年法律第
百十五号)第五十九条ノ規定ニ依リ同法ノ遺族年金ヲ受クルコトヲ得ル
者ニ相当スルモノヲ謂フ

第一項ノ通算遺族年金ノ年額ハ其ノ死亡シタル者ニ係ル第十八条ノ第三
二項乃至第五項ノ規定ニ依ル通算退職年金ノ年額ノ百分ノ五十二相当ス
ル金額トス

厚生年金保険法第五十九条、第五十九条の二、第六十条第三項、第六十
一条、第六十三条、第六十四条及第六十六条乃至第六十八条並ニ通算年
金通則法第四条乃至第十条ノ規定ハ通算遺族年金ニ付之ヲ準用ス

第二十五条ノ二第一項に次のただし書を加える。

但シ其ノ遺族ガ同一ノ事由ニ依リ通算遺族年金ヲ給セラルベキ者デア
リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(以下「改
正後の条例」という。)の規定は、昭和五十一年十月一日から適用する。
ただし、改正後の条例第十八条ノ三第二項第一号の規定は、同年八月一
日から適用する。

3 次に掲げる条例の規定中「第二十五条」を「第二十四条ノ六」に改め
る。

一 鳥取県吏員等恩給条例の一部を改正する条例(昭和三十年四月鳥取
県条例第十二号)附則第一条、第三条及び第四条

二 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正す

る条例(昭和四十五年三月鳥取県条例第七号)附則第三条

三 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する
条例(昭和五十一年十月鳥取県条例第三十七号)附則第五項及び第六
項

恩給の年額の昭和五十一年改定に関する条例の一部を改正する条例をこ
こに公布する。

昭和五十二年三月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第四号

恩給の年額の昭和五十一年改定に関する条例の一部を改正する条例
恩給の年額の昭和五十一年改定に関する条例(昭和五十一年十月鳥取県
条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「恩給」を「退職年金及び遺族年金」に改める。

第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(通算退職年金の年額の改定)

第二条 県吏員等に給する通算退職年金については、昭和五十一年七月分
以後、その年額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、こ
れに当該通算退職年金に係る退職一時金の基礎となつた在職年の月数を
乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨
て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)

に改定する。

一 三十三万九千六百円

二 通算退職年金の仮定給料(当該通算退職年金の年額の計算の基礎となつている給料月額に十二を乗じて得た額を基礎として、当該通算退職年金を退職年金とみなして前条の規定によりその年額を改定するものとした場合にその改定年額の計算の基礎となるべき給料年額を求め、その給料年額を十二で除して得た額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 前項の場合において、その者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えるときは、同項の通算退職年金については、同項の規定にかかわらず、昭和五十一年七月分以後、その額を、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)を同項の規定の例により算定した額に乘じて得た額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に在職年の年数を乘じて得た金額

二 前項に定める通算退職年金の額に退職の日における年齢に応じ鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例別表第二に定める率を乘じて得た額

3 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例第十八条ノ三第五項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前二項の規定の例により算定した額の合算額をもつてこれらの規定に定める通算退職年金の額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の恩給の年額の昭和五十一年改定に関する条例の規定は、昭和五十一年七月一日から適用する。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十二年三月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第五号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「二百円」を「二百三十三円」に、「六十六円」を「七十三円」に、「百三十三円」を「百五十円」に、「十三円」を「三十三円」に改める。

第八条第六項中「行なう」を「行う」に、「行なわぬ」を「行わない」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「すでに」を「既に」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 別表第二に定める各等級の身体障害に該当しない身体の障害であつて、同表に定める各等級の身体障害に相当するものは、同表に定める当該等級の身体障害とする。

第十一条第一項第四号中「等級」の下に「に該当する程度」を加え、「

労務には「を」を「労務に」に改める。

別表第一中

一、六九五円	二、六九五円	三、五二三円	四、四三五円	五、三八
一、九八八円	二、四五三円	三、〇四〇円	三、七四	

五円	六、三一七円	七、一六八円	二、八八〇円	三、七六三
八円	四、四九八円	五、二二〇円	二、二二三円	二、六二〇

円	四、七三八円	五、七五〇円	六、七四五円	七、六五五円
円	三、二五〇円	四、〇〇三円	四、八〇〇円	五、五七〇円

改める。

別表第二第一級の項第二号中「が失われた」を「を廃した」に改め、同項第三号中「精神」を「神経系統の機能又は精神」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「それぞれ」を削り、同号を同項第五号とし、同項第七号中「が用をなさなくなった」を「の用を全廃した」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「それぞれ」を削り、同号を同項第七号とし、同項第九号中「が用をなさなくなった」を「の用を全廃した」に改め、同号を同項第八号とし、同表第二級の項第一号中「減じた」を「なつた」に改め、同項第二号中「それぞれ」を削り、「減じた」を「なつた」に改め、同項第三号及び第四号中「それぞれ」を削り、同表第三級の項第一号中「減じた」を「なつた」に改め、同項第二号中「が失われた」を「を廃した」に改め、同項第三号中「精神」を「神経系統の機能又は精神」に改め、同

項第五号中「すべての指」を「手指の全部」に改め、同表第四級の項第一号中「それぞれ」を削り、「減じた」を「なつた」に改め、同項第三号中「鼓膜の全部の欠損その他により」を削り、「が全く失われた」を「を全く失つた」に改め、同項第六号中「すべての指が用をなさなくなった」を「手指の全部の用を廃した」に改め、同表第五級の項第一号中「減じた」を「なつた」に改め、同項第六号中「すべての指」を「足指の全部」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「が用をなさなくなった」を「の用を全廃した」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「が用をなさなくなった」を「の用を全廃した」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

- 二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
 - 三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
- 別表第二第六級の項を次のように改める。

第六級	一五六
一	両眼の視力が〇・一以下になつたもの
二	咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの
三	両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することのできない程度になつたもの
四	一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話し声を解することができない程度になつたもの
五	脊柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの

- 六 一 上肢の三大関節中の二関節の用を廃したものと
- 七 一 下肢の三大関節中の二関節の用を廃したものと
- 八 一手の五の手指又は母指及び示指を含み四の手指を失つたもの

別表第二第七級の項第一号中「減じた」を「なつた」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

- 二 両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの
- 三 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの
- 別表第二第七級の項第四号中「に著しい」を「又は精神に」に、「労務には」を「労務に」に改め、同項第六号及び第七号を次のように改める。
- 六 一手の母指及び示指を失つたもの又は母指若しくは示指を含み三以上の手指を失つたもの
- 七 一手の五の手指又は母指及び示指を含み四の手指の用を廃したものと別表第二第七級の項第八号中「片足」を「一足」に改め、同項第九号及び第一〇号中「障害」を「運動障害」に改め、同項第一一号中「すべての指が用をなさなくなつた」を「足指の全部の用を廃した」に改め、同項第一二号中「が著しく醜くなつた」を「に著しい醜状を残す」に改め、同表第八級の項第一号中「減じた」を「なつた」に改め、同項第三号及び第四号を次のように改める。
- 三 一手の母指を含み二の手指を失つたもの
- 四 一手の母指及び示指又は母指若しくは示指を含み三以上の手指の用

を廃したものと

別表第二第八級の項第六号及び第七号中「のうちのいずれか一関節が用をなさなくなつた」を「中の一関節の用を廃した」に改め、同項第一〇号中「片足のすべての指」を「一足の足指の全部」に改め、同項第一一号中「一方」を「一側」に改め、同表第九級の項から第一級の項までを次のように改める。

第九級 三九一

- 一 両眼の視力が〇・六以下になつたもの
- 二 一眼の視力が〇・〇六以下になつたもの
- 三 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの
- 四 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
- 五 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
- 六 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの
- 七 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの
- 八 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの
- 九 一耳の聴力を全く失つたもの
- 一〇 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの
- 一一 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの
- 一二 一手の母指を失つたもの、示指を含み二の手指

第一〇級	<p>を失つたもの又は母指及び示指以外の三の手指を失つたもの</p> <p>一三 一手の母指を含み二の手指の用を廃したのもの</p> <p>一四 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失つたもの</p> <p>一五 一足の足指の全部の用を廃したのもの</p> <p>一六 生殖器に著しい障害を残すもの</p>
三〇二	<p>一 一眼の視力が〇・一以下になつたもの</p> <p>二 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの</p> <p>三 十四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>四 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの</p> <p>五 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの</p> <p>六 一手の示指を失つたもの又は母指及び示指以外の二の手指を失つたもの</p> <p>七 一手の母指の用を廃したもの、示指を含み二の手指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の三の手指の用を廃したもの</p> <p>八 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの</p> <p>九 一足の第一の足指又は他の四の足指を失つたもの</p> <p>一〇 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>一一 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障</p>

第二級	<p>害を残すもの</p> <p>一 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>四 十歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの</p> <p>六 一耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</p> <p>七 脊柱に奇形を残すもの</p> <p>八 一手の中指又は薬指を失つたもの</p> <p>九 一手の示指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の二の手指の用を廃したもの</p> <p>一〇 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの</p> <p>一一 胸腹部臓器に障害を残すもの</p>
別表第二第二二級の項第三号中「七本以上の歯に」を「七歯以上に対し」に改め、同項第四号中「一方の耳」を「一耳」に改め、同項第六号及び第七号中「のうちのいずれか」を「中の」に改め、同項第八号中「長管状骨」を「長管骨」に改め、同項第九号から第一一号までを次のように改める。	<p>九 一手の中指又は薬指の用を廃したもの</p> <p>一〇 一足の第二の足指を失つたもの、第二の足指を含み二の足指を失</p>

つたもの又は第三の足指以下の三の足指を失つたもの
 一 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廢したものを「に著しい醜状を残す」に改め、同項第一四号中「が醜くなつた」を「に醜状を残す」に改め、同表第一三級の項及び第一四級の項を次のように改める。

第一四級	五六	第二三級	一〇一
		一 一眼の視力が〇・六以下になつたもの 二 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 三 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 四 五歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 五 一手の小指を失つたもの 六 一手の母指の指骨の一部を失つたもの 七 一手の示指の指骨の一部を失つたもの 八 一手の示指の末関節を屈伸することができなくなつたもの 九 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの 一〇 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失つたもの	
		一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 二 三齒以上に対し歯科補綴を加えたもの	

	三 一耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの 四 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 五 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 六 一手の小指の用を廢したもの 七 一手の母指及び示指以外の手指の指骨の一部を失つたもの 八 一手の母指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなつたもの 九 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廢したもの 一〇 局部に神経症状を残すもの 一一 男子の外貌に醜状を残すもの
--	--

別表第二備考を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第八条、第十一条第一項第四号及び別表第二の規定は昭和五十年九月一日から、改正後の条例第四条第三項及び別表第一の規定は昭和五十一年四月一日から適用する。
- 3 昭和五十年九月一日前に支給すべき事由が生じた障害補償年金、障害

補償一時金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。ただし、障害補償年金及び遺族補償年金であつて同日以後の期間について支給すべきものにあつては、改正後の条例第八条、第十一条第一項第四号及び別表第二の規定によるものとする。

4 昭和五十一年四月一日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。ただし、休業補償、障害補償年金及び遺族補償年金であつて同日以後の期間について支給すべきものにあつては、改正後の条例第四条第三項及び別表第一の規定によるものとする。

5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十二年十二月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第八項中「第四条第二項第三号ただし書」を「第四条第二項第二号ただし書」に改める。